

千葉県 政務調査費の調査について

2011.2.22

千葉県市民オンブズマン連絡会議
政務調査費委員会

千葉県政務調査費は条令により「千葉県議会議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として交付」されているが、その用途について、また情報の公開について多くの問題が指摘されてきた。

当会では、第1弾として

問題の洗い出しと対応について、政務調査費委員会を組織して作業を続け、1月17日づけで議長に要望書を提出し([千葉県議会議長あて要望書 2011.1.17](#))、このほど回答された。

政務調査費は、交付された会派、議員が正常に使用する責務を有しているが、事務取扱いは議長に責務があることに着目し、いくつかの問題事例を挙げ、これらの疑問解消に議長がどのように考え措置するかを質問した。

これに対し、議長は「条例などの基準に合致していない支出であると認められる事項は含まれていないかを確認している」。「県民から詳細な実施報告書やその他の説明を求められた場合は、会派及び議員が説明すべき責務を負うことになっております」と回答してきた。

すなわち、議長は、決められた範囲での責務は果たしている。それ以外に問題があれば会派・議員の責任だ、と突き放した回答で、要望書で質問した、添付された領収書には領収金額が明確でない。何の目的の領収書が記載が無いなど、およそ社会では通用しない領収書がありますよ、などの具体例に対しても、基準に合致している、と言い切り、議長の責務を果たしていないことを示している。

第2弾として、

議長が、問題ない、とした具体例について、それを解明するために必要な次の事例を果たすよう要望書として21日付けで提出した。

- 1) 広報費関係では、広報紙等の現物の開示を5議員に対して求めること。
- 2) 人件費関係では、雇用契約書、業務日誌の開示を4議員に対して求めること。
- 3) 海外視察では、目的、旅程、県政への反映状況を該当する議員に対して求めること。

第3弾は、これらの状況を元に住民監査請求を含む措置の準備を考えている。